

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置禁止区域)

第二条 条例第二条第四号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）第二条第一項に規定する砂防指定地
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

(設置に適さない区域)

第三条 条例第二条第五号の規則で定める区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域とする。

(設置者が守るよう努める事項)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（第三号及び第五号において「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。
- 二 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺的环境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。
- 四 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。
- 五 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

六 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。

七 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を継続すること。

八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（設置許可の申請）

第五条 設置許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設置禁止区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

八 申請に係る太陽光発電施設の設置に関係法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況

九 前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

十 条例第五条第二項の知事が別に定める基準（第七条第一項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容

十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設置しようとする太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

- 二 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 四 排水計画に係る平面図
- 五 太陽光発電施設の構造図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類  
（許可事項の変更申請）

第六条 設置者は、条例第五条第四項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書に変更しようとする部分を明確にした前条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 変更に係る事項
- 三 変更の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項  
（設置許可に係る軽微な変更）

第七条 条例第五条第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第五条第一項第一号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第二号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る変更並びに変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな変更とする。

- 2 設置者は、条例第五条第六項の規定による軽微な変更の届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。  
（書類の提出）

第八条 知事は、条例第五条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により協議をしようとする国又は地方公共団体に対し、第五条第二項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。  
（設置禁止区域内にあることとなった後の増設の許可の申請）

第九条 条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。  
（設置許可に係るその他の届出）

第十条 設置許可（条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可及び条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定に

よる許可を含む。以下この条及び次条において同じ。)を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置に着手しようとするときは、着手する日の十日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 着手予定年月日

2 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 完了年月日

3 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 中止予定年月日

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 終了年月日
- 四 第四条第八号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容  
(標識の設置)

第十一条 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置等を行っている期間中、当該設置許可を受けた場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(設置に適さない区域内への設置の届出)

第十二条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 設置に適さない区域に設置する理由
- 三 太陽光発電施設の所在地
- 四 発電出力
- 五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積
- 六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況
- 七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日
- 八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況
- 九 第四条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- 十 その他知事が必要と認める事項

2 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（設置に適さない区域内への設置に係る届出事項の変更）

第十三条 設置者は、条例第六条第三項の規定により同条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出をしようとするときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて、当該変更に着手する六十日前（同条第一項第七号に係る変更にあつては、十日前）までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設置者は、条例第六条第二項の規定により届出に係る事項（第十二条第一項第一号（条例第六条第二項の規定による届出を行った者の変更を除く。）、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げるものに限る。）の変更をしたときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に提出しなければならない。

（設置に適さない区域内にあることとなった後の増設の届出）

第十四条 条例第六条第六項の規定により準用する同条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十五条 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 条例附則第四項の規定により準用する条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (準備行為)

- 4 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う設置許可の申請については、第五条の規定の例による。
- 5 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う条例第六条第二項の規定による届出については、第十二条の規定の例による。

## 附 則 (令和四年規則第四号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式（第 15 条関係）

（表）

		第 号	
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第 47 号）第 7 条第 1 項の規定により立入調査等を行う者であることを証明する。</p>			
年 月 日		交付	
岡山県知事			印

（裏）

<p>岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例抜粋 （立入調査等）</p>	
<p>第 7 条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第 6 条第 2 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</p>	
<p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	
<p>3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	